

## 【 投薬 】

## 240 ウベニメクスの算定について

《令和6年7月31日》

## ○ 取扱い

- ① 維持強化化学療法剤を併用投与している場合の急性骨髄性白血病に対するウベニメクス（ベスタチンカプセル）の算定は、原則として認められる。
- ② 維持強化化学療法剤を併用投与している場合の次の傷病名に対するウベニメクス（ベスタチンカプセル）の算定は、原則として認められない。
  - (1) 急性リンパ性白血病
  - (2) 骨髄異形成症候群

## ○ 取扱いを作成した根拠等

ウベニメクス（ベスタチンカプセル）の添付文書の効能・効果は「成人急性非リンパ性白血病に対する完全寛解導入後の維持強化、化学療法剤との併用による生存期間の延長」である。

急性骨髄性白血病は、白血球や赤血球、血小板のもととなる骨髄芽球ががん化して白血病細胞となり、無秩序に増殖する疾患で、急性非リンパ性白血病とも呼ばれる。

このため、維持強化化学療法剤を併用投与している場合の急性骨髄性白血病に対する当該医薬品の投与は、添付文書の効能・効果に即した投与である。

一方、急性リンパ性白血病は、白血病の一種だが、増殖する細胞等が急性骨髄性白血病とは異なる。また、骨髄異形成症候群は、芽球の比率が20%未満であり、急性骨髄性白血病とは異なる。ただし、骨髄異形成症候群から急性骨髄性白血病に移行すれば本剤が用いられる。

以上のことから、①の場合に対する算定は、原則として認められるが、②の場合の急性リンパ性白血病、骨髄異形成症候群に対する算定は、原則として認められないと判断した。